

精華町長 木村 要 様

精華町監査委員 西 村 邦 彦

平成 2 5 年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

第 1 審査の手続

審査については、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	早期健全化基準 (平成25年度)	備考
①実質赤字比率	—	—	13.78%	
②連結実質赤字比率	—	—	18.78%	
③実質公債費比率	14.1%	13.9%	25.0%	
④将来負担比率	121.2%	135.5%	350.0%	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で記載しています。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成25年度の実質赤字比率は、実質収支が32,598千円の黒字のため、前年度と同様に該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

平成25年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が2,261,513千円の黒字のため、前年度と同様に該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は14.1%となっており、前年度より0.2ポイントの増加、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は121.2%となっており、前年度より14.3ポイント減少している。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。堅実な財政運営を進め一層の財政健全化が推進されるよう要望する。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。